

全火協報

第552号 令和3年4月

発行元 公益社団法人

全国火薬類保安協会

発行責任者 川崎 勝樹

郵便番号 104-0032

東京都中央区八丁堀4丁目13番5号

電話 03(3553)8762

www.zenkakyo-ex.or.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手帳制度に係る保安教育講習については、習熟度確認等を含めた自宅学習方式の講習を全国統一で実施しています。

● 第28回全国火薬類保安協会理事会の開催

首記理事会が、令和3年3月4日、全国火薬類保安協会においてweb会議方式開催され、提案された決議事項は原案どおり承認されました。

決議事項

- 第1号議案 第17回総会（臨時）の招集に関する件
- 第2号議案 令和3年度事業計画（案）及び正味財産増減計算書予算（案）に関する件
- 第3号議案 令和3年度資金運用計画の承認に関する件
- 第4号議案 令和3年度常勤役員報酬の支給及び報酬額の同意に関する件
- 第5号議案 規程等の改正（火薬類保安管理功労者等会長表彰審査会関係）
- 第6号議案 顧問の選任に関する件

報告事項

- 報告1 会長等の職務執行の状況報告
- 報告2 コロナ禍における業務実施状況報告等
- 連絡事項 令和3年（3月～12月）の会議等の予定

● 第17回全国火薬類保安協会総会（臨時）の開催

首記総会が、令和3年3月22日、東京都中央区のアルカディア市ヶ谷において開催され、提案された決議事項は原案どおり承認されました。

決議事項

- 第1号議案 令和3年度事業計画（案）及び正味財産増減計算書予算（案）に関する件

報告・連絡事項

- 報告1 顧問の選任に関する件
- 連絡1 令和3年（5月～12月）の会議等の予定

● 主要行事予定表 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催・延期・中止の可能性があります。

ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	会議等名称
令和3. 5. 18	第9回全国会議、第9回試験事務所長会議（書面開催）
5. 19	手帳制度研修会（中止）
6. 1	第29回理事会
6. 22	第18回総会（定期）、第30回理事会
9. 5	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、丙種火薬類製造保安責任者試験（知事試験）
11. 8～9	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験）

● 都道府県協会事務局長異動（敬称略）

協会名	役職	新
(一社)栃木県火薬類保安協会	事務局長	矢嶋 淳（令和3年4月就任）
(一社)新潟県火薬類保安協会	事務局長	外丸 英直（令和3年4月就任）
(一社)岐阜県火薬類保安協会	事務局長	伊藤 修（令和3年4月就任）
鹿児島県火薬保安協会	事務局長	湯田平哲郎（令和3年4月就任）

● 令和3年1月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量

－ 経済産業省生産動態統計月報 －		
生産	出荷（販売）	在庫
火薬及び爆薬（単位:t）	1,978	2,139
（前年同月比：%）	(90.5)	(93.3)
		(110.7)

● 火薬類の適正な管理について（依頼）

（公社）全国火薬類保安協会 会員各位

（公社）全国火薬類保安協会
会長 鶴田 欣也

火薬類の適正な管理について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、本年7月23日から9都道府県において開催されますことから、火薬類の適正な保管管理並びに携帯運搬の自粛などの指導依頼が警察庁からありました。

つきましては、会員の皆様におかれましては、常日頃火薬類の保安管理を徹底されておられるところであります。再度火薬類の保安管理の徹底、火薬類の盗難、不正流出の防止、携帯運搬の自粛等に努められますようお願い申し上げます。

敬具

（公社）全国火薬類保安協会 会長殿

警察庁生活安全局保安課長

火薬類の適正な管理について（依頼）

貴団体におかれましては、平素より火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止につき深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、本年7月23日から9都道府県において開催され、また、それに先立ち、東京2020オリンピック聖火リレーが3月25日に福島を出発し、全都道府県を巡る予定であり、警察庁では、各種対策を推進しているところであります。

仮に火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されるところ、貴団体におかれましては、各会員に対して、下記のとおり火薬類の適正な保管管理並びに携帯自粛などについて更なる御指導を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 火薬庫・火薬類貯蔵施設における火薬類の保管状況、保安体制等を再点検し、火薬類の盗難または紛失防止の徹底を図ること。
2. 火薬類の運搬中における盗難又は紛失事故を防止するための各種防護対策の強化に努めること。
3. 火薬類を譲渡する場合の手続きを遵守すること。
4. 火薬類消費場所等における火薬類の適正な管理・取扱い及び火薬類関係帳簿の記載を確実に行い、盗難・不正流出の防止に努めること。
5. 別添に記載の日程及びその前後においては、対象地域等における火薬類の運搬を自粛すること（具体的な自粛期間については、関係警察に確認すること）。

なお、やむを得ず、運搬する必要がある場合は、関係警察と連絡を取り、輸送ルート・時間の調整等の措置を探ること。

6. 火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官へ届け出ること。

※依頼文の別添として、聖火リレー日程、競技日程と実施する道府県名が掲載されています。弊協会のホームページをご覧ください。

● 令和2年火薬類関係事故について（確報）

総括表（取扱・種類別一覧表）

項目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取扱	種類別	件数	計	人数	計	人数（重・軽）	計
消費中	産業火薬	5	30	0	0	0-2	0-6
	煙火	10		0		0-0	
	がん具煙火	15		0		0-4	
その他事故	産業火薬	0	2	0	0	0-0	0-1
	煙火	1		0		0-0	
	がん具煙火	1		0		0-1	
合計	産業火薬	5	32	0	0	0-2	0-7
	煙火	11		0		0-0	
	がん具煙火	16		0		0-5	

※製造中、運搬中、貯蔵中、がんろう中の事故件数、死亡者数、負傷者数はありません。

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

図2：煙火に係る無許可消費数量の改正内容

現行の無許可消費数量		改正後の無許可消費数量	
打揚煙火（観賞用）		打揚煙火（観賞用）	
直径 10cm 超え、14cm 以下	10 個以下	直径 10cm 超え、14cm 以下	10 個以下
直径 6cm 超え、10cm 以下	15 個以下	直径 6cm 超え、10cm 以下	25 個以下
直径 6cm 以下	50 個以下	直径 6cm 以下	75 個以下
仕掛け煙火（観賞用）		仕掛け煙火（観賞用）	
200 個以下の炎管を使用した	1 台	仕掛け煙火に使用する炎管の数	200 個以下
煙火（演出用）		煙火（演出用）	
原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下	5 個以下	原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下	5 個以下
原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下	30 個以下	原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下	35 個以下
原料火薬・爆薬量 15g 以下	50 個以下	原料火薬・爆薬量 15g 以下	85 個以下

● 自宅学習方式の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都道府県火薬類保安協会等の指定協会が実施している保安教育講習、再教育講習について、会場を用いた従来の講習会形式ではなく、受講者の自宅で行う自宅学習方式で実施しています。令和2年の実績についてのアンケート調査を踏まえ、全国統一で実施するものです。

指定協会から受講者に対し、テキストに加え、自宅学習用の資料を送付し、それら両方を用いて受講者自ら学習・習熟度確認をしていただき、その結果をもって受講済とする判断をいたします。

自宅学習方式のながれ

- 受講を希望される方は、従来どおり各指定協会（都道府県保安協会等）に申し込んでください。
- 受講者には、申し込みをされた協会からテキストおよび習熟度確認資料（プリント）を郵送します。
- 受講者の方には、それらの教材を用いて自宅で学習していただきます。
- 講習には時間数が規定されていることから、所要時間を想定した習熟度確認解答用紙（演習問題、事故例分析）に記入していただきます。
- テキスト等を受け取った日から2週間以内に学習を済ませ、記入が終わった習熟度確認解答用紙を、受講を申し込んだ協会に返送していただきます。（返送用の封筒はあらかじめ準備しております。）
- 習熟度確認解答用紙を登録講師が採点し、「解答と解説」とともに受講者にフィードバックしますので、どこが間違っていたのかおさらいをしてください。
- 再教育講習の方および従事者手帳交付講習の方には新たに交付される保安手帳を、保安教育講習の方には受講証明シールを同封します。受講証明シールはご自身の手帳に貼付してください。
- 以上をもって講習を受講したものとみなします。

（4）関連告示の改正

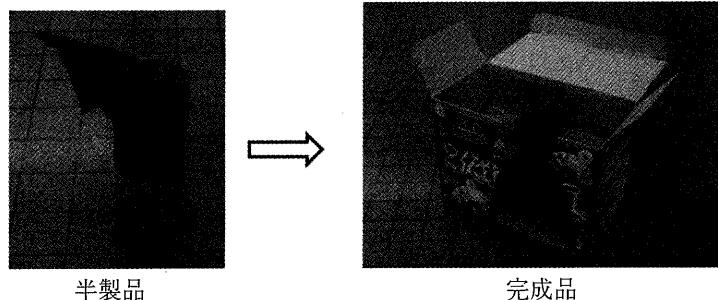
- （1）の見直しに伴い、下記の告示の一部について改正する。
- 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年通商産業省告示第58号）
 - 不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成19年経済産業省告示第269号）

（別紙）

がん具煙火貯蔵庫に新たに貯蔵を認めるがん具煙火の半製品の例

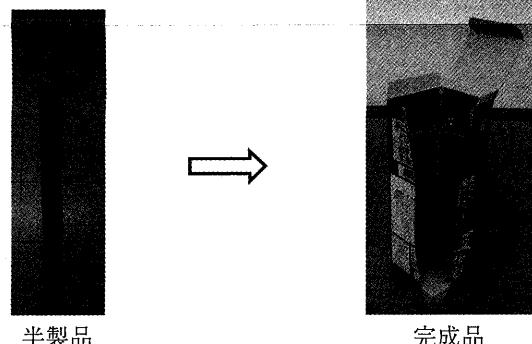
①噴出煙火（規則第1条の5第1号イ（1））

火薬を塗薬した紙筒を外箱に接着剤等で固定する。



②打揚煙火（規則第1条の5第1号ホ（1））

火薬を塗薬した筒を外箱や台座に接着剤等で固定する。



③打揚煙火（規則第1条の5第1号ホ（2））

火薬を塗薬した筒を外箱や台座に接着剤等で固定する。

